

平成26年門真市教育委員会第1回定例会

開催日時 平成26年1月24日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について |
| 日程第4 | 議案第2号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第3号 門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第4号 門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について |
| 日程第7 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席委員

| | |
|----------|--------|
| 委員長 | 長澤 信之 |
| 委員長職務代理者 | 藤原 定壽 |
| 委員 | 磯和 均 |
| 委員 | 桜井 智恵子 |
| 教育長 | 三宅 奎介 |

事務局出席職員

| | |
|-------------|--------|
| 学校教育部長 | 藤井 良一 |
| 生涯学習部長 | 柴田 昌彦 |
| 学校教育部次長 | 山口 勘治郎 |
| 生涯学習部次長 | 山田 益夫 |
| 学校教育部総括参事 | 満永 誠一 |
| 学校教育部教育総務課長 | 山 敬史 |
| 学校教育部学校教育課長 | 寺西 照之 |

学校教育部学校教育課参事

兼教育センター長

岩佐 美奈子

生涯学習部地域教育文化課長

脊戸 隆

生涯学習部スポーツ振興課長

丹路 保浩

図書館長

秋月 康宏

長澤委員長

開会宣告

午後2時

日程第1

会議録署名委員の指名

長澤委員長より 磯和 均 委員を指名

日程第2

会期の決定

本日1日と決定

日程第3

議案第1号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書3ページをご覧ください。

26年1月21日付けで門真市長から26年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在市長部局の健康福祉部福祉政策課及び子ども課で実施している事務の一部を教育委員会へ委任及び補助執行の適用をしたいので地方自治法第180条の2の規定に基づき協議したいとの申出がございました。

議案書4ページをお願いします。

まず、委任と補助執行についてであります。委任とは、事務権限を教育委員会に移管し、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市教育委員会名により実施するものでございます。また、補助執行とは、事務権限を市長とし、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市長名により実

施するものであります。

次に、委任される事務についてであります。委任される事務は、大きく4点ございます。1点目、幼保一体化施策に関すること。2点目、子育て支援に関すること。3点目、放課後児童健全育成事業に関すること。4点目、保育の実施及び保育園に関することであります。但し、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第3号に規定する分担金、使用料、加入金、若しくは手数料の徴収等については補助執行とするものとしております。

議案書5ページをお願いします。

次に、補助執行される事務についてであります。補助執行される事務は、12点ございます。①児童手当（職員の児童手当に関するものを除く。）、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。②ひとり親家庭医療費の助成に関すること。③こども医療費の助成に関すること。④未熟児養育医療の給付に関すること。⑤児童家庭相談に関すること。⑥児童虐待に関すること。⑦ひとり親家庭等の自立支援に関すること。⑧母子寡婦福祉資金貸付に関すること。⑨助産及び母子保護の実施に関すること。⑩大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により本市が処理することとされた大阪府知事の権限に属する事務のうち、助産施設及び母子生活支援施設並びに放課後児童健全育成事業に係る事務の執行に関すること。⑪門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。⑫門真市立こども発達支援センターの運営に関することの12事務であります。

以上の事務を教育委員会へ委任及び門真市教育委員会事務局職員へ補助執行することにより、子ども子育てに係る施策を一体的に行い、効率的かつ機動的な体制の構築を図ってまいります。

長澤委員長： 説明は終わりました。

本件につきましては、非常に重要な案件と考えますので、教育委員の中で議論していきたいと思いますが、まず今回この事務の委任及び補助執行を受けた場合、市民や教育委員会にどのようなメリットがあるのかを三宅教育長の方から説明をしていただけますか。

三宅教育長： それでは、私の方から説明させていただきます。

まず、今回の委任及び補助執行であります。教育委員会とし

ては、大きく教育という枠の中で、幼稚園から中学校まで、また生涯学習を所管してきておりました。

それに加えて保育も合わせた形で小中連携だけではなく幼保小中のつながりを大事にした一貫教育を進めてまいりました。そのような意味で連携がより一層進むのではないかとということが挙げられます。また、委任される事務に関しましては、教育委員会の権限に属するものとなりますので、規則変更などについてもこの教育委員会定例会で扱うことによって、市民にもその内容が把握しやすくなると考えております。補助執行される事務については、市長の権限ではありますが、事務局職員が事務を行う、あるいは子育てに関する福祉の分野とより一層の連携が図られることが利点として挙げられるのではないかと考えております。

いずれにしましても、子ども子育てに係る施策を一体的に行うことができ、効率的かつ機動的な体制を図ることができると考えております。

磯和委員： 補助執行される事務についてはより具体的に書かれている。例えば(5)から(7)は大きく捉えれば、子育て支援を委任する仕事ととれなくもない。(12)のこども発達支援センターでは、保育園は委任になっているがこれは補助執行。私には明確な線引きが見えにくい。実際に行ってみるとやっぱり補助執行ではない方がよかったというような可能性はあると思う。その場合は柔軟な対応ができるようにしてほしい。

山教育総務課長： 現時点では委任事務が全体の事務の中で大きな割合を占めているということで、大きなくくりで表現しており、その中で現時点で法的に委任できない事務については補助執行される事務としております。ただ補助執行とはいうものの教育委員会事務局で対応しますので教育委員会として責任を持って実施していかなければなりません。今後事務を進めていく中でこれは委任できるということがあろうかと思いますが、その都度諮っていきたいと思っております。

三宅教育長： 法的な問題がそもそもあり、このように分けているのだが、実際に補助執行の事務について教育委員会で行うわけであるから、今具体的に言われた虐待の問題であったりこども発達支援センターの問題であったり、担当者から色々な報告をしてもら

い、そしてここで色々そのことについて論議するということがあった方が良く考えている。

長澤委員長： 桜井委員は保育についての専門家でいらっしゃるのでは何かご意見があれば。

桜井委員： 難しい話と思うが、子どものためには支援を一元化していったほうがよい。虐待や発達支援に関することは、どれぐらいの把握をするか、しっかり把握をしようとするれば相当な時間は必要になるので、まずは少しずつ動かしながら調整して、いい形に育っていけばと思う。

藤原委員長職務代理者： 組織をどのようにするか。人員の問題がある。教育委員会の中身も大きくなり、教育を大事にしながら生涯学習も行ってた。そこで新たに保育も含めた一つの組織をどのようにするのが大きな課題と思う。例えば新たに増えるところにどれぐらいの人数が入ってくるのか。何か計画がもしあれば出してほしい。

長澤委員長： 今の子ども課の現状と教育委員会事務局が考えていることがもし答えられることがあれば答えていただけませんか。

山教育総務課長： 4月以降、こども未来部に3課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園課が教育委員会事務局に入ってきます。人数については現時点では正確な人数は把握しておりませんが、それ相応の人数が必要になりますので、組織が大きくなるものと考えております。

長澤委員長： 子ども課等どれぐらいの人数が事業に関わっているのか。子ども課の人数がわかれば調べておくように。

磯和委員： 子ども課は健康福祉部の一部であり、そこにおられる人の場合はやはり福祉や健康ということを頭でイメージした仕事をされてきた。教育委員会は教育をメインに行っていた。教育は教育で健康や福祉に歩み寄っていかなければならない。よく似ているようで事業の風土がかなり違うと思うので、そこを今後上手にやっていけるように要望したい。

山教育総務課長： 今回可決されましたら、その中で関係各課と調整を図りながら勉強会等を開催し、相互理解に努めてまいりたいと考えております。

長澤委員長： このような機会なので、例えば人事に対して要望等がありましたら述べていただきたい。教育委員会が大きくなることが決まり、要望は何もなかったということで人事も含め決まってしまう恐れもある。具体的に私が言える権限はないが、そのあたりについて藤原委員はいかがか。

藤原委員長職務代理者： 組織を市民の方に理解してもらいながら進めなければならない。今まで教育委員会は教育について中心に動いていたが、今回の機構改革は教育のことだけで新しく動くのではない。門真市全体の何を大事にするのか。生涯学習で言うと一生涯全部大事にすることになる。今まではそこに福祉などは入ってなかったが、それが入ってくる。それらを市教委ですべて行ない、門真の大きな未来のために進めていくことになる。大事なことは何かというのを考えなければいけない。それはやはり一人ひとりの教育等を大事にしていくような組織にするには何が一番大事か。それを一つとして、新しいものが入ってきたところに今までやってきたことを学校教育で生かしながら、また学校教育で進めてきたことをしっかりと理解してもらおう人たちと一緒に、新しい組織を作っていくてはならない。

どのような人たちが来てくれたらいいかについては、やはり今までやってきた教育についても十二分に理解をいただき、今までと同じように進められるような人を配置してほしい。先程人数の話が出たが、どこかで二本の足でしっかりやっていくような組織づくりが大事ではと思う。

長澤委員長： そのあたりについて、事務局の長として三宅教育長は何か意見ありませんか。

三宅教育長： 私もわからない所がたくさんあって、不安な部分もあるが、全体として、新しくできる部も含めた形で、生涯学習部、学校教育部、こども未来部が大きく言えば子どもの未来、教育に関わる部分で一緒に共有できるような組織になれば良い。具体的に言えば、就学前教育が大事であり、そこを今までは教育委

員会とは違うところで保育が行われていたが、それも含めて教育委員会の中で一緒に子どものことについて話ができる土壌が今まで以上にできるようになる。この2点を生かしていきたい。あと、子ども一人ひとりを見るわけだが、例えば支援を要する子ども、あるいはその子どもの就学前の問題も教育委員会全体として考えられる基盤づくりができるので、そこでしっかり子どものことについて考えていきたい。そのような意味では、確かに大変なところはあるが、3つの部で一体的にできることの良さはたくさんあると思う。

長澤委員長： 他市では、教育の一部が市長部局にあるケースも多いが、門真市の場合は逆である。その部分も踏まえた上で、気を付けておかななくてはならない注意点を桜井委員からお聞かせいただきたい。

桜井委員： 今の議論を聞かせていただいて、特に磯和委員のお話をきっかけに幼保一体化のことについて、全国の至る所で協議になっているのが、教育が保育に含まれるかどうかという議論である。制度の上では一定の結果が出ていて、1960年の通知で教育は保育に含まれるという文言がある。保育は暮らしなので、その中に教育が含まれるということを今回教育委員会はあちこちで噛み砕きながら仕事をすることに直面するのではないかと考えている。三宅教育長の話にも関わる部分だが、人としても、子どもとしても、保護者としても、教職員としても営みの上に制度が乗っていくような、ブツブツ切れるのではないという意味ではチャレンジである。とりわけ虐待の話は、学校現場で理解することと、ここで子ども未来部が携わることは、丁寧につながるのが大変なことだが、それを重ねていければ門真市にとっては有意義になると思う。

長澤委員長： 原案のとおり議決した場合、同意したという回答を市長部局に持っていくのか。この後の事務手続きはどのようになっているのか。

山教育総務課長： ご指摘の通り、中身について同意した回答を市長部局に対して行います。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第 2 号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書 6 ページからでございます。

今回の改正は、26年 4 月 1 日付けの機構改革に伴い、先程ご同意いただきました議案第 1 号の内容を規則に反映させるため、所要の改正を行うにあたり、本件規則案を提出するものです。

議案書 7 ページ、新旧対照表をご覧ください。

第 2 条では、現在の地域教育文化課を生涯学習課に課名を変更するとともに、新たに「こども未来部」を置き「こども政策課」「子育て支援課」及び「保育幼稚園課」を設置するものです。

第 3 条では、職の設置として新たに主任保育士を追加し、第 6 条では、子育て支援課に家庭児童相談センターを置くことを規定しております。

議案書 8 ページをご覧ください。

第 9 条では、今回の機構改革により、新たに「市立保育園」や「こども発達支援センター」が門真市教育委員会の管理に属する事業所になることから、その旨を別に定める教育委員会規則に規定するため、追記しております。

9 ページ以降の別表をご覧ください。

今回の機構改革により、分掌事務が大きく変更となることから、別表につきましては全部改正としております。

学校教育部の主な変更内容としましては、幼稚園に関する事務を新たに設置する「こども未来部」に移管しております。また、学校教育課の「(5)学校の保健及び環境衛生に関すること」「(6)教職員の健康管理に関すること」及び「(7)児童及び生徒の交通安全に関すること」につきましては、現在の教育総務課所管から変更しております。

生涯学習部につきましては表記順の変更のみとなり、内容の変更はございません。

こども未来部は、現在の健康福祉部福祉政策課で行っている事務の一部と子ども課での事務全般に併せ、現在、学校教育部で行

っている幼稚園の事務を所掌することとなり、11ページから12ページに記載されているとおりととなります。

なお、附則といたしまして、この規則は26年4月1日から施行するものとし、経過措置として、26年3月31日現在で生涯学習部地域教育文化課に在籍する職員で別に辞令を交付されないものについては、26年4月1日付けで生涯学習部生涯学習課の職に命じられたものとするを規定しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第3号 門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部改正について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書14ページをご覧ください。

今回の改正は、26年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うため、本件の規則案を提出するものです。

議案書15ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の機構改革により、教育委員会事務局に「こども未来部」を設置することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う」の規定により、教育長の職務を行う事務局の職員は、教育次長及び部長の職にあるものとしていることから、従来の第1順位 教育次長、第2順位 学校教育部長、第3順位 生涯学習部長に加え、第4順位として「こども未来部長の職にあるもの」を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は26年4月1日から施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第4号 門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改

正について

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書16ページからでございます。

今回の改正は、26年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うため、本件の規則案を提出するものです。

議案書17ページ、新旧対照表をご覧ください。まず規則名についてであります。

先程ご議決いただきました議案第2号門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則第9条の規定により、従前の教育機関に市立保育園、こども発達支援センターを加えることから、「門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則」に変更しております。第1条では、これらが教育機関ではないことから「門真市教育委員会の管理に属する事業所の内部組織」の文言を追記しております。

第3条では、職の設置を、第5条では、門真市立こども発達支援センターにグループを置くことを規定しております。

別表第1では教育機関等の所属及び長の設置といたしまして、門真市立公民館等の所属部課を生涯学習課へ変更し、また、新たな教育機関等名に「門真市立幼稚園」、「門真市立保育園」及び「門真市立こども発達支援センター」の項目をそれぞれ追加しております。

次に、別表第2では、教育機関等の分掌事務を規定しており、「門真市立幼稚園」、「門真市立保育園」及び「門真市立こども発達支援センター」の項目をそれぞれ追加しております。

なお、附則といたしまして、この規則は26年4月1日から施行するものとし、経過措置として、26年3月31日現在で門真市立幼稚園に在籍する職員で別に辞令を交付されないものについては、26年4月1日付けでこども未来部門真市立幼稚園の職に命じられたものとするを規定しております。

[全委員異議なく、可決]

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について

平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

1 ページをご覧ください。調査の概要について、平成25年5月から7月に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査が実施されました。

平成21年度以来の悉皆調査で、子どもの体力が低下している状況から、子どもの体力の向上に関する施策の成果と課題を検証・把握し、その改善を図るとともに、継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、各学校が児童生徒の体力や生活習慣、食生活、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導の改善に役立てるという目的で行われました。

調査の内容としましては、実技に関する調査8種目と質問紙調査を小学校第5学年と中学校第2学年を対象に実施されました。

門真市の特徴としましては実技に関する調査では、3ページ右下のグラフをご覧ください。

小学校では、男子においては、長座体前屈・50m走が全国平均よりも上回っているが、女子においては、長座体前屈は全国平均と同じであります。また、上回っているものはありませんでした。また、反復横とび、シャトルランは、男女とも全国平均よりも下回っておりました。

中学校においては男女とも、50m走、ハンドボールが全国平均を上回っていましたが、反復横とび、持久走、シャトルランは、男女とも全国平均よりも下回っていました。女子においては、反復横とび、持久走が明らかに下回っている結果となりました。

ただ、平成21年度の悉皆調査の時に比べると、門真市だけでみると全体の結果は上回っておりました。

質問紙調査の5ページから6ページのグラフでもわかりますように朝食を毎日食べている児童生徒の割合が全国平均より著しく低いことが明らかになりました。また、1日の睡眠時間が短く、1日のテレビ視聴時間が長いなどの問題もあります。

この結果につきましては、2月の広報とホームページにも掲載する予定となっております。

子どもたちの体力づくり、生活習慣につきましては、学校だけでなく、家庭・地域・社会を含めた環境づくりが大切であり、今後、教育委員会としましても調査結果をさらに分析し、体育の授業内容の改善に生かすなど、取り組みを進めるとともに、これらの体力の向上には時間をかけた地道な取り組みが必要であると考えておりますが、児童生徒の体力や生活習慣、食生活、運動習慣を向上するよう努めてまいりたいと思っております。

番号 2 「平成26年門真市成人祭」の結果について

「平成26年門真市成人祭」の結果について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

諸報告資料7ページをご覧ください。

まず、教育委員の皆様方には、公私お忙しい中ご足労賜りまして誠にありがとうございました。

さて、1月13日、成人の日に開催した平成26年門真市成人祭は、好天に恵まれ、当日の参加者は844人（うち男424人・女420人）、本市在住の新成人対象者1,249人のうち、67.6%の方が参加され、前年比で5.2ポイント（前年62.4%）の増加となりました。

開催にあたりましては、昨年9月以降、新成人9人で構成します門真市成人祭プロジェクトと担当であります地域教育文化課との会議を随時実施し、成人祭全体の企画立案及び準備を進めてまいりました。

今年度は、記念品として門真市のイメージキャラクターであるガラスケのイラスト入り「ハンドタオル」を作成し、配布いたしました。

また、式典開始前には新成人の卒業時担任、副担任の先生34人からの「恩師からのメッセージ」と題しましてスライドを上映し、懐かしい先生の写真とメッセージが壇上のスクリーンいっぱい映しだされる度に歓声があがりました。開式後は、教育委員長、市議会議長、府議会議員から祝辞をいただき、門真市成人祭プロジェクトメンバーからの門出の言葉の後、「旅立ちの日に」の斉唱で式典を締めくくりました。式典中は、目立った混乱もなく、会場では和やかな雰囲気が大勢でございました。

司会やピアノ、門出の言葉など新成人が多く登壇し、「同世代

がつくっている成人祭」という印象を与えられたことによる一定の効果ではないかと存じます。

今後とも「新成人が自らつくりあげる成人祭」を継続してまいりたいと考えております。

式典終了後は、会場入口前付近に新成人が滞留し、市民が通行できない状態がしばらく続きましたが、職員並びに警察による注意喚起のほか、一般通行者の通行を確保するために車道に仮歩道を設置したことによって、大きなトラブルもなく、早期に解消することができました。

今年の成人祭も無事終えることができましたが、これもひとえに、市子連、ボーイスカウト、青少年指導員、PTA協議会のご協力や、門真警察署による指導・協力、そしてなんといいましてもプロジェクトメンバーを務めた新成人たちのご協力の賜物であると考えております。

番号 3 門真市家庭教育支援相談員設置要綱の一部改正について

門真市家庭教育支援相談員設置要綱の一部改正について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

今年度、新規事業として開始いたしました家庭教育支援相談（つながるハート）事業の要綱改正につきまして、ご説明いたします。

改正前の要綱では、「1日4時間」と定めておりましたが、相談業務という業務実態を踏まえ、「原則として4時間以内」と変更いたします。

また、「年間58日」という制約を設けますと、年度途中で事業を終了せざるを得なくなるため、この文言を削除し、年度末まで相談支援を継続しようとするものでございます。

要綱の不備につきまして、関係各所にご迷惑をおかけし、年度途中の改正となりましたことをお詫び申し上げます。

—すべての報告が終了後—

藤原委員長職務代理者： 家庭教育支援相談員について、現在何名の方がしておられるのか。

脊戸地域教育文化課長： 現在、女性のみ6名です。

長澤委員長： 併せて効果の方はどうか。私が住んでいる地域の相談員については非常に評判が良いが、他の方々の評価はどうか。

脊戸地域教育文化課長： 6名とも学校、あるいはご家庭で非常に良い評判をいただいていると聞いております。

磯和委員： 58日まで使うので、費用が更に発生すると思うが、何か補正予算等は考えているのか。

脊戸地域教育文化課長： 確かに当初の予算からすれば、費用がかさむということでございますので、財政当局とも協議のうえ、他の予算からの流用を考えております。

長澤委員長 閉会宣言 午後2時48分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 磯和 均